

## 宮城県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要領

### (趣旨)

第1 この要領は、宮城県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、当該資金の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

### (貸付けの申請手続)

第2 借入を希望する者（以下「借入申込者」という。）は、保育士修学資金借入申請書（様式第1号の1）又は保育士修学資金（再就職準備金）借入申請書（様式第1号の2）を宮城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）の会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

2 前項の保育士修学資金借入申請書には、「養成施設」の長の推薦書（様式第2号）、保育士修学資金等貸付事業における個人情報の取扱同意書（様式第3号）、申請者及び申請者と生計を一にする家族の直近の所得税額を証明する書類、申請者、申請者と生計を一にする家族及び連帯保証人の住民票を添付しなければならない。また保育士修学資金（再就職準備金）借入申請書には、保育士修学資金等貸付事業における個人情報の取扱同意書（様式第3号）、申請者、申請者と生計を一にする家族及び連帯保証人の住民票、保育士登録証の写し並びに雇用契約書等の写しを添付しなければならない。

3 修学資金の申請は、年度毎に行うものとする。

### (貸付けの対象)

第3 保育士修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けの対象は次のとおりとする。

(1) 貸付対象者は養成施設（要綱第2条第1項に規定する養成施設をいう。以下同じ。）に在学し、宮城県内に住民登録している又は県内の養成施設に在学する。

(2) 貸付対象者は、養成施設卒業後、宮城県内（国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国の区域とする。）において要綱第9条に規定する業務に従事しようとする者。

(3) 貸付対象者は、優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況等から真に修学資金の貸付が必要と認められる者。ただし、1月あたり貸付対象者の貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅(第1類)に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額（1,000円未満切り捨て）以内の加算（以下「生活費加算」という。）の貸付対象者に係る家庭の経済状況は、次のいずれかに該当する者とする。

イ 貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、要綱第2条に規定する養成施設に在学する者。

ロ イに準ずる経済状況にある者として、貸付申請日の属する年度又は前年度において、次のいずれかの措置を受けている者とする。

- ・ 地方税（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
- ・ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
- ・ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条に基づく国民年金の掛金の減免

- ・ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 77 条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

ハ 生活費加算の貸付対象者の選定にあたっては、次のとおり取り扱うこととする。

(イ) 会長は、福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書等の確認書類により家庭の経済状況を確認するとともに貸付の実施による自立支援の効果に関し、福祉事務所長の意見を聴くこと。

(ロ) 生活費加算と生活保護の支給を同時に受けることはできないため、会長は生活保護受給世帯の者に対する貸付の可否について、福祉事務所調査意見書（様式第 4 号）により確認すること。

- 2 貸付対象者の選定に当たっては当該養成施設から推薦を求めること等により公正かつ適切に行うものとし、貸付対象者の推薦を養成施設へ求める場合にあっては、不当に特定の養成施設に貸付対象者が偏ることのないよう留意するとともに、養成施設から適正な推薦を受ける観点から、常日頃より養成施設との密接な連携を図ること。
- 3 要綱第 5 条第 2 項に掲げる額のうち学費相当分（月額 50,000 円以内）を貸し付けずに、生活費加算分のみを貸し付けることはできない。
- 4 要綱第 9 条第 1 号に規定する中高年離職者については、離職証明等の客観的判断の可能な書類で離職状況を確認すること。
- 5 保育士再就職準備金（以下「再就職準備金」という。）の対象は、要綱第 4 条 2 項の要件を満たす者とする。
- 6 保育士再就職準備金の貸付を受けようとする者は、貸付申請時において再就職準備金の用途を明示すること。

（再就職準備金の用途の例）

- ・ 保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用
- ・ 転居先の賃貸物件の借りに伴う礼金や仲介手数料
- ・ 保育所等で使用する被服費
- ・ 保育所等の勤務に復帰するにあたり研修等を受けた際の研修費用
- ・ 保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費
- ・ 申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる費用
- ・ 子どもの預け先を探す際の活動に必要な費用 など

（貸付けの期間及び貸付額、用途について）

- 第 4 修学資金の貸付期間は、原則として 1 年間を上限とするが病気等真にやむを得ない事情によって留年した期間中もこれに含めて差し支えない。
- 2 修学資金の貸付金は、養成施設に払う授業料、実習費、教材費等の納付金のほか、参考図書、学用品、交通費等（生活費加算分については在学中の生活費を含む。）に充当するものである。貸付金については、要綱第 5 条第 2 項に規定する金額の範囲内であれば授業料等養成施設に対する納付金の額の如何を問わず、本人の希望する額を貸し付けることができる。
- 3 高等教育の修学支援新制度における授業料等減免の対象となっている者については、授業料等の減免後も自己負担が生じる場合に限り、要綱第 5 条第 2 項に規定する金額の範囲内で減免額を差し引いた額を貸し付ける。

- 4 再就職準備金は、貸付申請を踏まえ、県社協において、保育所等への再就職に当たって必要と認める額を要綱第5条第3項に規定する金額の範囲内で貸し付けることができる。

(貸付けの決定等)

第5 会長は、保育士修学資金等（以下「資金」という。）の借入の申請があったときは、速やかに審査し貸付の可否について決定するものとする。

## 2 貸付決定通知書等の交付と借用書の提出

(1) 会長は、資金の貸付を決定したときは、貸付金額等を記載した保育士修学資金貸付決定通知書(様式第5号の1)又は保育士再就職準備金貸付決定通知書(様式第5号の2)を申請者に交付するものとする。また、資金を貸し付けないことに決定したときは、保育士修学資金等貸付不承認決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。なお、貸付申請時に生活保護受給世帯の者へ資金を貸付することに決定したときは、福祉事務所長あて貸付決定した旨を通知するものとする。

(2) 保育士修学資金貸付決定通知書又は保育士再就職準備金貸付決定通知書の交付を受けた者（以下「借受者」という。）は、連帯保証人の連署した借用証書(様式第7号の1又は様式第7号の2)に、銀行口座振込依頼書(様式第8号)、借受者（未成年者を除く）及び連帯保証人の印鑑証明書を添えて速やかに会長に提出するものとする。

## 3 貸付内容の変更

会長は、養成施設の退学等により、第5の2の(1)に規定する貸付決定通知書の内容に変更が生じたとき、保育士修学資金貸付変更決定通知書(様式第5の3号)を借受人及び連帯保証人に交付するものとする。なお、第4の3の事由により変更したときは、貸付最終時に交付する。

(貸付金の交付方法)

第6 会長は、借受者から借用証書の提出があったときは、速やかに借受者等の指定する口座に、修学資金は6月分を限度として分割交付し、再就職準備金については一括で交付とするものとする。

(連帯保証人)

第7 要綱第7条に規定する連帯保証人は、原則1名とする。

- 2 連帯保証人は、修学資金の返還の責めを負うことができる資力を有する者でなければならない。
- 3 借受者は、連帯保証人の死亡その他の事由により連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更願(様式第9号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 借受者が未成年で、法定代理人が2名存在する場合は、双方から同意を得るため、連帯保証人になっていない者から同意を得なければならない。

(貸付契約の解除)

第8 要綱第8条に規定する「貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったとき」は、次のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 保育士修学資金貸付

イ 退学したとき

ロ 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき

- ハ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき
  - ニ 死亡したとき
  - ホ その他修学資金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき
- (2) 再就職準備金貸付
- イ 退職したとき
  - ロ 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき
  - ハ 死亡したとき
  - ニ その他再就職準備金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

(返還の債務の当然免除)

第9 要綱第9条に規定する返還の債務の免除の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 要綱第9条第1号に規定する「国立児童自立支援施設等」には、国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第2項の委託を受けた施設、肢体不自由児施設「整肢療護園」及び重度心身障害児施設「むらさき愛育園」を含むものとする。
- (2) 要綱第9条第1号に規定する「従事先施設等」とは、次の各号の施設又は事業とする。
- イ 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、同条第4項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、同法第7条に規定する「児童福祉施設(保育所含む)」、同法第12条の4に規定する「児童を一時保護する施設」及び同法第18条の6に規定する「指定保育士養成施設」
  - ロ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの
    - (イ) 教育時間の終了後等に行う教育活動(預かり保育)を常時実施している施設
    - (ロ) ハに定める「認定こども園」への移行を予定している施設
  - ハ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第6項に規定する「認定こども園」
  - ニ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
  - ホ 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
  - ヘ 児童福祉法第6条の3第2項に規定する「放課後児童健全育成事業」であって、同法第34条の8第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による届出を行ったもの
  - ト 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
  - チ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
  - リ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって同法第34条の15第2項、同法第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの(認可外保育施設)のうち、次に掲げるもの

- (イ) 児童福祉法第 59 条の 2 の規定により届出をした施設
  - (ロ) (イ) に掲げるもののほか、県が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設
  - (ハ) 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 116 条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設
  - (ニ) 「看護職員確保対策事業等の実施について(平成 22 年 3 月 24 日医政発 0324 第 21 号)」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設
  - (ホ) 国、県又は市町村が設置する児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は同法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設
- ヌ 子ども・子育て支援法第 59 条の 2 第 1 項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち「企業主導型保育事業等の実施について」の別添「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第 2 の 1 に定める企業主導型保育事業
- (3) 要綱第 9 条第 1 号に規定する「過疎地域、離島及び中山間地域等」とは、次の各号の地域等とする。
- イ 過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項に規定する区域又は同法の規定により過疎地域とみなされる区域をいう。）
  - ロ 離島振興法第 2 条第 1 項の規定により指定された離島振興対策実施地域
  - ハ 奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する奄美群島）
  - ニ 豪雪地帯及び特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 1 項に規定する豪雪地帯及び同条第 2 項の規定により指定された特別豪雪地帯）
  - ホ 辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 2 条第 1 項に規定する辺地）
  - ヘ 振興山村（山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定により指定された振興山村）
  - ト 小笠原諸島（小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島）
  - チ 半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された半島振興対策実施地域）
  - リ 特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域）
  - ヌ 沖縄の離島（沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 3 号に規定する離島）
- (4) 保育士登録を行った者が要綱第 9 条第 1 号に規定する業務に従事することができなかった場合であって、養成施設卒業後 1 年以内に要綱第 9 条第 1 号に規定する職種以外の職種に採用された者については、会長が本人の申請に基づき要綱第 9 条第 1 号に規定する業務に従事する意思があると認めた場合、要綱第 9 条第 1 号及び第 10 条第 2 号に規定する「養成施設を卒業した日から 1 年以内」を「養成施設を卒業した日から 2 年以内」と読み替えて差し支えないこととする。

(5) 要綱第 11 条第 2 項第 2 号に規定する「その他やむを得ない事由」は、例えば育児休業等により要綱第 9 条第 1 号に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であること。

(6) 非常勤・パートの業務に従事した者については、当該保育所等に在籍した日数が、1, 825 日以上であり、かつ、業務に従事した日数が 900 日以上であることを要すること。

ただし、要綱第 9 条第 1 号における免除となる従事期間が 3 年間に該当する者については、当該保育所等に在籍した日数が 1, 095 日以上であり、かつ、業務に従事した日数が 540 日以上であること。

なお、同時に 2 つ以上の保育所等において業務に従事した日数は通算しないものとする。

2 再就職準備金の貸付けを受けた者の貸付金の返還債務の免除の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 要綱第 9 条第 2 号に規定する「その他やむを得ない事由」とは、例えば育児休業等により要綱第 9 条第 1 号に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であること。

(返還の手続き)

第 10 要綱第 10 条に規定する返還の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 返還の手続き

借受者は、要綱第 10 条に規定する各号の 1 に該当し返還が生じた場合は、返還計画書（様式第 10 号）を会長に提出しなければならない。会長は、返還を決定した場合は、保育士修学資金貸付金返還開始通知書（様式第 11 号）を速やかに借受者及び連帯保証人に対し、通知するものとする。

(2) 貸付金の返還期間及び返還金額

要綱第 10 条に規定する会長が定める貸付金の返還期間及び月賦並びに半年賦の 1 回当りの返還金額は、保育士修学資金貸付金返還開始通知書（様式第 11 号）に記載した返還計画のとおりとする。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

(3) 返還計画の変更

借受者は、前項に規定する返還計画の内容の変更を希望するときは、返還計画変更申請書（様式第 12 号）を会長に提出しなければならない。会長は、返還計画の変更が決定したときは、保育士修学資金貸付返還計画変更決定通知書（第式第 28 号）を借受人に通知する。

(4) 貸付金の返還

借受者は、返還計画に従い、それぞれ所定の支払期日までに、会長に返還するものとする。

(5) 返還の完了

会長は、借受者が貸付金の返還を完了したときは、保育士修学資金貸付金返還完了通知書（様式第 29 号）に当該借受者に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を添えて遅滞なく通知しなければならない。

(返還の債務の履行猶予)

第 11 要綱第 11 条に規定する返還債務の履行猶予の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 借受者は、要綱第 11 条第 1 項に該当する場合には、保育士修学資金貸付金返還猶予申請

書（様式第 13 号）に在学証明書を添えて、会長に届け出なければならない。

(2) 借受者は、要綱第 11 条第 2 項第 1 号に該当する返還猶予を受けようとする場合には、業務従事届（様式第 24 号）に辞令等の写しを添えて、会長に届け出なければならない。

(3) 借受者は、要綱第 11 条第 2 項第 2 号に該当する場合には、保育士修学資金貸付金返還猶予申請書（様式第 13 号）に罹災証明書、診断書又はその他やむを得ない事由を証明できる書類を添えて、会長に届け出なければならない。

2 会長は、要領第 11 の第 1 号及び第 3 号に該当し返還の猶予が決定したときは、保育士修学資金等貸付金返還猶予決定通知書（様式第 30 号）を借受人に通知する。

（返還の債務の裁量免除）

第 1 2 要綱第 12 条に規定する返還債務の裁量免除の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 要綱第 12 条第 1 号又は第 2 号に規定する返還債務を裁量免除するときは、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用するものとする。また、要綱第 12 条第 3 号又は第 4 号に規定する返還の債務の裁量免除は、本事業が要綱第 9 条に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることから、その適用は機械的に行うことなく貸付を受けた者の状況を十分把握の上、個別に適用するものとする。この場合、貸付を受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用すべきではないこと。

(2) 修学資金の裁量免除の額は、宮城県内において、要綱第 9 条第 1 号に規定する業務に従事した月数を、60（中高年離職者等については 36）に相当する期間で除して得た数値（この数値が 1 を超えるときは、1 とし、小数点第 2 位未満については切捨てとする。）を返還の債務の額に乗じて得た額とすること。

(3) 再就職準備金の裁量免除の額は、宮城県内において、要綱第 9 条第 2 号に規定する業務に従事した月数を、24 で除して得た数値（この数値が 1 を超えるときは、1 とし、小数点第 2 位未満については切捨てとする。）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

（返還免除の手続き）

第 1 3 要綱第 9 条及び要綱第 12 条に規定する返還免除の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 借受者は、要綱第 9 条及び要綱第 12 条第 1 号、第 3 号又は第 4 号に該当するときは、保育士修学資金返還免除申請書（様式第 14 号）に事業所が証明する保育士業務従事期間証明書（様式第 15 号）を添えて会長に提出するものとする。

(2) 会長は、保育士修学資金返還免除申請書（様式第 14 号）の提出があったときは、速やかに審査し免除の可否について決定するものとする。

(3) 会長は、返還を免除することに決定したときは、保育士修学資金返還免除決定通知書（様式第 16 号）に当該借受者に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく通知するものとする。また、返還を免除しないことに決定したときは、保育士修学資金返還免除不承認決定通知書（様式第 17 号）により通知するものとする。

(延滞利子)

第14 要綱第13条に規定する延滞利子の取扱いについては、次のとおりとする。

- (4) 延滞利子については、要綱第13条に定めるところによるが、その額の算定に当たっては次の方法によるものとする。(円未満切り捨て)

$$\text{延滞元金} \times 0.03 \times \text{延滞日数} / 365$$

- (5) 延滞利子を徴収しない金額については、要綱第13条に定めるところによるが、その経費に満たない少額なものとは、1,000円未満の金額をいう。

(届出等)

第15 借受者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる様式により速やかに会長に届け出なければならない。

- (6) 養成施設を卒業したとき 卒業届(様式第18号)

- (7) 保育士の登録を行ったとき 保育士登録届(様式第19号)

- (8) 貸付辞退、休学、復学又は退学、停学その他の処分を受けたとき

貸付停止・再開・辞退届(様式第20号)

- (9) 借受者又は連帯保証人が住所又は氏名を変更したとき 異動届(様式第21号)

2 借受者は、毎年4月1日現在の就業状況について、就業状況報告書(様式第22号)によりその年の4月末日までに会長に報告しなければならない。

3 連帯保証人は、借受者が死亡し、又は心身の故障が生じた場合には、異動届(様式第21号)により会長に届け出なければならない。

4 借受者は、病気、負傷その他やむを得ない事由により、養成施設等を卒業した日から1年以内に業務に従事できなかった場合は業務従事延期届(様式第23号)により会長に届け出なければならない。

5 借受者は、業務に従事したときは、その日から7日以内に、業務従事届(様式第24号)により会長に届け出なければならない。

6 借受者は、業務従事先を変更し、引き続き制度上該当する施設等で業務に従事する場合は、業務従事先変更届(様式第25号)を、業務に従事しなくなったときは、業務廃止届(様式第26号)を速やかに会長に提出しなければならない。

また、業務を一時中断した場合にあっては、休業届(様式第27号)を会長に届け出るものとする。

(勤務期間の計算)

第16 貸付金の返還猶予及び返還免除期間の算定の基礎となる勤務期間の計算は、保育士の業務に従事した日の属する月から業務をしなくなった日の前日の属する月までの月数による。

(会計経理)

第17 会長は、特別会計を設定して当該貸付事業の会計経理を明確にすること。また、当該特別会計については、毎年度、当該年度における貸付件数、貸付額、返還額等の貸付事業決算書を策定し、知事に報告しなければならない。



(事業の廃止)

第18 会長は、本事業の目的を達成したと認められるときその他本事業を終了する必要があると認めるときは、本事業の全部又は一部を廃止するものとする。なお、この場合における精算に当たっては、要綱第14条第3項の規定に基づき行うこと。

附 則

この要領は、平成28年11月30日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成31年3月31日以前に貸付決定された者の取扱いは、従前の例による。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行し、改正後の第2、3、4、5、11は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、第9の(3)は令和5年4月1日から適用する。

